

六ヶ所再処理工場操業中止等を求める緊急提言

2004年5月8日

日本弁護士連合会

提言の趣旨

日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）は、原子力発電所から排出される使用済燃料からプルトニウムを分離・抽出する技術は危険性が大きいと、ほとんどの国では放棄されている現状、また再処理により出てくる高レベル放射性廃棄物の処分についても深地層処分をしても数万年にわたって安全の保障はなく、科学的にも不確実な点が多いため、再処理計画を撤回することを求めてきた。しかるに、わが国は、再処理を中心とする核燃料サイクル計画に固執し、六ヶ所再処理工場の本格操業に向けて、早ければ本年6月にも放射性物質を使用するウラン試験を強行しようとしている。試運転と言えども再処理工場でいったん放射性物質を使用してしまうと工場は汚染され、汚染された環境の回復は困難となり、廃棄費用も膨大なものとなる。そのような緊急事態にかんがみ、六ヶ所再処理工場の操業を中止し、核燃料サイクル政策から撤退することを求め、以下のとおり提言を行う。

- 1 日本原燃株式会社は、六ヶ所再処理工場のウラン試験等を含む一切の操業を中止すること。
- 2 国は、使用済燃料の再処理政策を中止し、直接処分政策へ転換すること。
- 3 国及び電気事業者は、プルサーマル計画を中止すること。
- 4 経済産業省と原子力委員会は、再処理事業のコスト構造を明らかにして、国民の議論のもとに、新しいエネルギー計画政策を立案すること。

提言の理由

1. 再処理政策についての日弁連の立場

日弁連は、公害対策・環境保全委員会において、放射能汚染が身体・生命に関する重大な人権問題、環境問題であるとの認識から、高速増殖炉（消費された核分裂性物質よりも多いプルトニウムを生産する原子炉）を含む原子力発電所、再処理工場、高レベル放射性廃棄物などの安全性や環境汚染の問題について調査・検討を行い、安全性に疑問のある原子力発電所などの原子力施設の建設を抜本的に見直すことを求めてきた。また、同時に原子力行政、エネルギー政策に対する批判的提言も行ってきた。

再処理計画については、1994年11月発行の報告書「孤立する日本の原子力政策」において、次のような具体的な提言を行った。

「再処理プルトニウム政策について、

国は現在のエネルギー政策を改め、プルトニウムをエネルギー源としないエネルギー政策に修正し、再処理をしないという政策を一刻も早く決定すること。

国は動力炉・核燃料事業団に対し、速やかに現在操業中の東海再処理工場の操業を終了させること。

日本原燃株式会社は、六ヶ所村の再処理工場の建設を中止すること。

国は建設中止の実現のため日本原燃を指導すること。」

また1998年5月の定期総会での「日本のプルトニウム政策及びエネルギー政策に関する決議」でも、1995年12月の高速増殖炉「もんじゅ」のナトリウム漏れ事故、及び1997年3月の動燃東海再処理工場の火災・爆発事故を受け、プルトニウム利用の危険性と再処理技術が未確立であることを指摘し、使用済燃料の再処理を止め、高速増殖炉・プルサーマル（プルトニウムとウランを混合したMOX燃料を現行の軽水炉に装荷して発電する方式）などプルトニウムをエネルギー源とする政策を放棄すべきとした。そして、2000年の人権擁護大会の決議では、1999年9月、東海村JCOにおいて臨界事故が発生し作業員2名が死亡したほか多数の作業員と住民が被爆した事故、及び世界の核施設周辺の放射能による癌・白血病などの健康被害の事実を指摘して、安全性、環境保護の面で原子力利用の問題点が明確になったとして「原発の新增設を停止し、既存の原発については段階的に廃止する」よう提言し、再処理により出てくる廃液をガラス固化した高レベル放射性廃棄物の処分についても、深地層処分をしても数万年にわたって安全性の保障はなく、科学的にも不確実な点が多いため、使用済燃料の再処理を中止し、直接処分のための研究と法制度の整備を行うべきとした。

以上のように日弁連は再処理政策についてはその危険性を一貫して訴え続けてきており、今回の緊急提言もその経緯の上に行うものである。

使用済燃料の再処理政策は、わが国が原子力利用を推進するにあたって基本としている核燃料サイクル政策の中核となっている。国の主張では、再処理により、そこで抽出されるプルトニウムが再び高速増殖炉の燃料となるという点で、エネルギー資源の確保に資するとともに、高レベル放射性廃棄物の減量という一挙両得の結果を生むということになっている。

しかし、現実には、世界的に高速増殖炉や再処理工場の事故や環境汚染が生じ、また、こういった安全性の観点だけではなく、その経済性の観点からも行き詰まりを見せ、核燃料サイクル政策は挫折している。わが国でも高速増殖炉「もんじゅ」の事故などで、その危険性が明らかになり、電力自由化の趨勢にともなって、バックエンド費用（再処理工場の建設、操業、解体、廃棄物処理などの後処理費用）の問題など、核燃料サイクル事業の経済性にも疑問が生じているが、国は、なおもこの計画に固執し、使用済燃料の再処理政策を取り続けている。そして、その国策のもとに六ヶ所村では再処理工場の建設が強行され、現在、工事ミスで安全性に疑問が投げかけられているにもかかわらず、早ければ本年6月にも青森県との安全協定締結の上、本格操業に向けて劣化ウラン53トンを使用してウラン試験を実施しようとしている。この試験は、工場を放射能汚染させ、今後工場の操業が中止されても、原状回復に大きな負担を残すことになるから実施すべきでない。

2. 国の核燃料サイクル政策

わが国の核燃料サイクル政策は、原子力委員会が1956年以降5年程度の間隔で公表してきた

原子力開発利用長期計画（以下「長期計画」という。）に表われている。2003年8月に公表された「核燃料サイクルについて」と題する冊子では、わが国では最初の長期計画以来一貫して、使用済燃料を再処理し、回収されたプルトニウムなどを有効利用する核燃料サイクルを原子力政策の基本としているが、その理由として、以下の点が挙げられている。

ア 使用済燃料の中に含まれる有用な資源を再利用することにより、資源保護に貢献すると共に、環境への影響を低減させる。

イ 資源の乏しいわが国としては、核燃料サイクルによってウラン資源を長期的に経済的かつ安定したエネルギー源と位置付け、エネルギーセキュリティーを高める。

ウ 再処理によって放射性廃棄物を分別、回収し、これをガラスに混ぜて固化することにより、安全かつ適切に管理できるようにする。

なお、プルサーマルは、長期的な視点で上記の目的を推進するため、高速増殖炉実用化に向けた再処理技術及びプルトニウム利用技術の確立に資するものである、としている。

3. わが国における核燃料サイクルの現状

わが国の核燃料サイクルの現状は、以下のとおりである。

(1) 新型転換炉計画の撤回

1995年8月、電源開発株式会社は、高速増殖炉実用化までのつなぎと位置づけ、青森県大間町に予定していた新型転換炉（MOX燃料を使用し減速材に重水を用いる原子炉実証炉）の建設計画を、建設費の高騰を理由に撤回した。実際の理由は、原子炉の構造が複雑で経済性に劣るためである。

動燃の新型転換炉原型炉「ふげん」（敦賀市）は、2003年3月29日運転を止め廃炉となった。

(2) 高速増殖炉計画の破綻

世界の趨勢

高速増殖炉計画の中止は世界の趨勢である。その理由は、ナトリウム火災事故対策などの安全技術の未確立とプルトニウム生産にメリットが認められないという経済性・採算性の欠如にあった。

高速増殖炉原型炉「もんじゅ」の停止

再処理は、近い将来における安いコストの高速増殖炉の実用化を大前提としている。しかし、今やこの前提は技術的にも経済的にも失われている。

1995年12月、「もんじゅ」は、ナトリウム洩れによる火災事故を起こし運転を停止した。停止中の「もんじゅ」に対する設置許可の無効取消訴訟に対し、これを棄却する福井地方裁判所の一審判決が下されたが、2003年1月27日、控訴審の名古屋高等裁判所金沢支部は一審判決を取消し、もんじゅの設置許可を無効と判断した。目下国が上告し、最高裁判所で審理中である。

原子力委員会は、今回の「核燃料サイクルについて」の中でも、「もんじゅは、少ないとは言え発電の実績を有する炉であり発電プラントとしての信頼性の実証やナトリウム取

扱技術の確立という実用化に向けた研究開発における重要な役割を担っている」と記述するのみである。原子力委員会の主眼は、実用化に向けた「研究開発」に置かれ、実用化の達成時期については「不確実な状況」とするのみで、具体的な指摘はなされていないし、事故再発防止の保障にも言及していない。

要するに、もんじゅを中軸とするわが国の高速増殖炉計画は、具体性を持たない、まさに「夢の原子炉」と皮肉られてもやむを得ない現状にあると言っても過言ではない。

(3) プルサーマル計画の頓挫と全量再処理政策の破綻

国は16～18基の原発でのプルサーマルの実施を計画している。

六ヶ所村にもMOX燃料工場が計画されている。しかし、プルサーマル計画の安全性にはMOX燃料の使用により運転中の放射性ガスの放出量が増える、制御棒の中性子吸収能力が低下する、原子炉のコントロールの困難さ等の問題点がある。また、MOX燃料は経済的にも再処理するため2倍以上のコストがかかるとされている。1996年1月、福島、新潟、福井の3県の知事は、「もんじゅ」のナトリウム洩れ事故を受け、プルトニウム政策の見直しとプルサーマル計画の見合わせを国に対し共同声明の形で注文をつけた。その後、1999年9月、BNFL（イギリス核燃料会社）の内部告発により燃料の品質管理データの捏造が発覚し、全てのプルサーマルが中止となった。最近、福井県は、関西電力が高浜原発で使用するMOX燃料の発注を了承し、また九州電力も玄海原発での実施計画を打出し、プルサーマルは再び動き出したが、全原発の3分の1を所有する東京電力でのプルサーマル計画は福島、新潟両知事の反対で先行きは極めて不透明である。

そもそも、プルサーマル計画は、長期計画の中では高速増殖炉へのつなぎとして取り上げられ、電力会社はプルサーマルには消極的であった。しかし、「もんじゅ」事故により招来されるプルトニウム余剰を解消する必要性に迫られ、1997年1月になって電気事業連合会は、プルサーマル計画の実施を公表するに至った。この段階では、プルトニウムは高速増殖炉で利用されるという説明がなくなり、プルトニウムはプルサーマルで使用するので六ヶ所再処理工場の再処理が必要であると宣伝されるようになった。資源エネルギー庁が、2002年3月に発行した「燃料サイクルのエネルギー政策上の必要性」においても、プルサーマルの実施を急ぐ理由として、使用済燃料を再処理しなければ原発の貯蔵施設が満杯になり、発電に支障をきたし電力供給に影響を与えること、海外委託再処理によって生じたプルトニウムを引取る責務を果たさなければならないことの2点をあげている。

更には、東京電力が、青森県むつ市に建設を予定している中間貯蔵施設も類似した問題点を抱えている。つまり、経済性、必要性の側面から再処理の先行きが不透明な状況下で、原発内に使用済燃料が充満して稼働できなくなることを防止するための施設ということである。全量再処理の政策をとるわが国において、再処理工場が全ての使用済燃料を受け入れることができず、中間貯蔵を行うことは、全量再処理政策の破綻を国自らが認めたものということができる。

(4) 六ヶ所再処理工場の現状

六ヶ所再処理工場はほぼ完成している。しかし、2002年2月に起きた使用済燃料貯蔵施設

の不良溶接に原因する水漏れ事故と、その後の再処理工場本体における291ヶ所の不正溶接という欠陥工事の発覚などにより、ウラン試験それに続く使用済燃料を入れてのアクティブ試験（430トンの使用済燃料を使用）は延期となった。本格稼働時期も2006年7月に延期され、総工費も当初見積もりの3倍である2兆7,800億円に膨れ上がり、再処理コストを押し上げる要因の一つとなっている。

経済産業省原子力安全・保安院は、本年3月19日ウラン試験の計画を妥当と判断した。青森県はウラン試験が放射性物質を使用して行われる点を重視して、日本原燃がウラン試験を実施する前に安全協定を締結する予定であり、早ければ本年6月にもウラン試験に入る情勢である。

4．再処理の必要性の検証

(1) 過剰なプルトニウム

プルトニウムが電力資源として有効利用される状況は存在しない。新型転換炉計画の撤回、高速増殖炉「もんじゅ」の停止、プルサーマル計画の進捗状況などに照らし、短期的にも長期的にもプルトニウムリサイクル計画の実現性は極めて少ない。六ヶ所再処理工場を完成、稼働して使い途のないプルトニウムを更に増産する実益はない。

しかも、わが国のプルトニウムの保有量は、国内分5.3トン、海外委託分が33.3トン合計38.6トンである。六ヶ所再処理工場が本格稼働すると年間5トン弱のプルトニウムが上積みされていく。原子力委員会は、当面プルトニウムをプルサーマルと高速増殖炉などの研究開発において利用する計画であるが、順調に推移してもプルトニウムの年間需要は6.5トン～9.5トン程度である。しかし、利用計画が頓挫し遅滞した現状では、これらのプルトニウム需要も単なる絵空事であり、余剰プルトニウムの更なる増大という事態を招くこととなる。この事態は核不拡散対策の観点から国・原子力委員会の「利用目的のないプルトニウムを持たない」との原則に反する。また潜在的核保有国としての国際的非難を招きかねない。

(2) 再処理の不経済性

経済産業大臣の諮問機関である総合資源エネルギー調査会が付託した電気事業分科会内に、2003年9月設置された「コスト等検討小委員会」の審議の過程において、電気事業連合会は、六ヶ所再処理工場の建設・操業・解体廃棄物処理などのバックエンド費用が18兆8,000億円となる旨公表した。これを発電単価に織り込むと、1キロワット時の単価は6円台前半となり、天然ガス火力や石炭火力との比較において、経済的優位性は消えると言われている。電気事業連合会は、日弁連の調査に対し「コストは長期間に渡るものであり、原子力によって国民が享受するメリットとの比較をすれば、たいした相違ではない」と回答した。しかし、核燃料サイクルコストを電力料金に上乗せする制度は、電力自由化に逆行するものである。電力会社が使用済燃料発生時点で内部留保した引当金で、バックエンド費用を全てまかなうことはできない。そのため電力会社は、政府に「公的援助」を申し込んでいるが、国民が高い電気料金を負担することとなりかねない。

よって、日弁連は、経済産業省と原子力委員会に対し、再処理事業のコスト構造を明らかにして、国民の論議のもとに、新しいエネルギー計画政策を立案することを求めるものである。

5．再処理政策・プルサーマル政策の中止

日弁連は、原子力エネルギーと再処理事業の安全性、必要性及び経済性について否定的な見解を持っている。しかし、原子力発電そのものに肯定的な立場からも、この時期に再処理を行うことは得策でないという見解が広範に主張されるようになった。

原子力未来研究会（研究者や電力会社の社員がメンバー）は、ア．再処理工場を稼働した場合の莫大なコストは、再処理事業が経済的に破綻したことを証明している。イ．使用済燃料貯蔵を中核とする合理的な政策に舵を取れば、軽水炉による原子力発電は電力自由化の下でも推進可能である。ウ．原子力委員会は自ら掲げた全量再処理の国策を変更すべきであると明解に提言している。

2002年、福島県エネルギー政策検討会は、再生可能エネルギーの促進と共に核燃料サイクルの必要性に疑問を提示した。2003年12月に福島、新潟、福井の3県知事は、核燃料サイクル政策をはじめ、再処理問題、バックエンド問題等の政策に対する国民的理解が不十分と指摘した。

朝日新聞は、2004年3月22日、「サイクルに踏み込むな」との題の社説を掲載した。その中で高速増殖炉が実用化する見通しが無いのに、「つなぎ」のプルサーマルを推進するのはおかしい、プルサーマルはウラン資源の節約もそれほど期待できず、コストも高い、再処理工場の運転開始をいったん凍結し、サイクル政策全体を見直すべきであるとして、従来の日弁連の見解と同様の主張を展開している。

これらの論調は、日弁連の年来の主張である再処理・高速増殖炉・プルサーマルなどのプルトニウムリサイクル政策が破綻しつつあることを示している。

よって、日弁連は、あらためて、国に対して使用済燃料の再処理政策を中止し、直接処分政策へ転換することとプルサーマル計画を中止することを求めるものである。

6．六ヶ所再処理工場を今どうすべきか

いま、六ヶ所再処理工場の操業が中止されれば、それにより失われる費用は施設の建設に要した2兆1,400億円だけである。しかし、ウラン試験、それに続くアクティブ試験を行えば、工場内は放射能で汚染され解体にも膨大な費用を要する。すなわち、ウラン試験実施の許否は、最終的に18兆8,000億円に膨らむ再処理工場の運転から引き返すことができるかどうかのターニングポイントなのである。

そこで日弁連は、現在がこのように決定的に重要な時点であるという認識に立って、将来の選択肢を狭めないためにも、国や原子力委員会、日本原燃株式会社に対し、再処理工場の操業に踏み込まないこと等を緊急に求め、提言するものである。